

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	特定健康診査・特定保健指導・健康診査等事業実施関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

甲府市は、特定健康診査・特定保健指導・健康診査等事業実施関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

特定健康診査・特定保健指導・健康診査等事業実施関係事務では、運用・保守の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。また、内部による不正利用の防止のため、パスワードと生体による二要素認証を導入し、システムの操作者を限定している。

評価実施機関名

甲府市長

公表日

令和6年11月8日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特定健康診査・特定保健指導・健康診査等事業実施関係事務
②事務の概要	<p>◎国民健康保険法に基づき、保健事業(特定健康診査・特定保健指導を含む)を実施するため資格情報等を管理する。</p> <p>◎健康増進法に基づき、各検診の対象者の管理、対象者への受診券等の送付、検診の実施、未受診者への勧奨の実施、受診結果の管理を行う。 主務省令に基づき、対象となる検診は健康増進法第十七条第一項または第十九条の二の健康増進事業とする。</p> <p>◇健康増進事業</p> <p>○健康増進法第十七条 健康手帳の交付 健康教育 健康相談 訪問指導</p> <p>○健康増進法第十九条の二 歯周疾患検診 骨粗しょう症検診 肝炎ウイルス検診 保健指導 がん検診 生活保護受給者健診 基本健診</p>
③システムの名称	健康管理システム(住民健診)
2. 特定個人情報ファイル名	
健康増進ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表111の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第54条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[実施しない]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康保険課、地域保健課
②所属長の役職名	健康保険課長、地域保健課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	<p>甲府市 福祉部健康保険課 400-8585 山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号 問い合わせ先電話番号 055-237-1161(代表)</p> <p>甲府市 保健衛生部地域保健課 400-0858 山梨県甲府市相生二丁目17番1号 問い合わせ先電話番号 055-237-2505</p>
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	<p>甲府市 福祉部健康保険課 400-8585 山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号 問い合わせ先電話番号 055-237-1161(代表)</p> <p>甲府市 保健衛生部地域保健課 400-0858 山梨県甲府市相生二丁目17番1号 問い合わせ先電話番号 055-237-2505</p>
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [O]接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [O] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

9. 監査	
実施の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	市側のシステムにおいては、情報提供ネットワークシステムで照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるようアクセス制限を設定している。また、アクセス権限の所持者には、事務取扱担当者の研修において離席時ログアウトの徹底を呼びかけている。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月8日	I 関連情報7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	甲府市福祉保健部健康保険 甲府市福祉保健部地域保健課	甲府市福祉部健康保険課 甲府市保健衛生部地域保健課	事後	
令和6年11月8日	I 関連情報8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	甲府市福祉保健部健康保険 甲府市福祉保健部地域保健課	甲府市福祉部健康保険課 甲府市保健衛生部地域保健課	事後	
令和6年11月8日	IIしきい値判断項目1.対象人数	令和5年6月22日 時点	令和6年4月1日月 時点	事後	
令和6年11月8日	IIしきい値判断項目2.取扱者数	令和5年6月22日 時点	令和6年4月1日月 時点	事後	
令和6年11月8日	IVリスク対策11.最も優先度が高いと考えられる対策		3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 市側のシステムにおいては、情報提供ネットワークシステムで照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるようアクセス制限を設定している。また、アクセス権限の所持者には、事務取扱担当者の研修において離席時ログアウトの徹底を呼びかけている。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	